

別 表 1

| 事業の種類 | 事業の内容 | 事業実施主体 | 補助率 | 事業実施期間 |
|---------------------------|--|--|-----|-----------------|
| I 甘味資源作物 生産流通合理 化事業 | | | | |
| 1 てん菜生産構 造改革特別対 策基金 | この事業は、地域自らが作成するてん菜生産の省力化・低コスト化、計画的な生産に向けた取組等のための地域プラン及び事業期間を通じた計画に従って行われるてん菜の直播の導入による省力化、需要に応じたてん菜糖の計画的な生産やてん菜生産における省力化・低コスト化を推進する技術開発等に資する取組みに必要な資金に充てるためのてん菜生産構造改革特別対策基金を造成する事業とする。 | (社)北海道てん菜協会 | 定 額 | 平成18年度 |
| 2 さとうきび増 産プロジェクト 基金 | この事業は、「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、事業実施主体が作成するさとうきび増産のためのさとうきび増産地域計画（基金）に従って行われるさとうきびの増産に向けた生産法人・営農集団組織の育成や機械化の推進等担い手の育成、緑肥作物の栽培や干ばつ対策等生産基盤の整備、地域に適応した品種の実証等生産技術対策等に資する取組みに必要な資金に充てるためのさとうきび増産プロジェクト基金を造成する事業とする。 | (社)鹿児島県糖業振興協会、(社)沖縄県糖業振興協会 | 定 額 | 平成18年度 |
| 3 農業経営基盤 強化特別対策 事業 | この事業は、てん菜、さとうきびの生産の実態、地域の実情等を踏まえた、てん菜・さとうきび作における農業経営の基盤強化に資する取組に必要な資金に充てるための農業経営基盤強化特別対策資金を造成する事業とする。 | 北海道農業協同組合中央会、鹿児島県農業協同組合中央会及び沖縄県農業協同組合中央会 | 定 額 | 平成12年度 ～18年度 |
| II 砂糖生産流通 合理化事業 | | | | |

| | | | | |
|-----|---|-------------------------------|-----|-------------|
| 1 | <p>原料糖需給安定化特別対策事業</p> <p>この事業は、てん菜原料糖の需給安定化を図るための次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) てん菜の生産量の増大に伴い、需要動向に応じたてん菜・てん菜糖の生産・流通を促すため、てん菜原料糖について行われる委託加工・販売に係る経費の一部について助成する。</p> <p>(2) てん菜原料糖に関し、市場シグナルを生産者に的確に伝える取組及び生産・流通コストの低減に資する取組に必要な資金に充てるための原料糖需給安定化特別対策基金を造成する。</p> | (社) 北海道てん菜協会 | 定 額 | 平成17年度～18年度 |
| 2 | <p>甘しや糖製造合理化対策事業(甘しや糖製造合理化促進特別対策事業)</p> <p>この事業は国内産糖交付金の交付対象となる甘しや糖につき、さとうきびの糖度別買入価格体系の見直しにおいて低糖度帯の見直しが14年産から16年産の3年間据え置かれることに伴う原料代の負担増加分について、甘しや糖製造事業者(以下「甘しや糖企業」という。)に対する支払いに必要な資金に充てるための甘しや糖合理化促進特別対策資金を造成する事業とする。</p> | (社) 鹿児島県糖業振興協会及び(社) 沖縄県糖業振興協会 | 定 額 | 平成15年度～18年度 |
| 3 | <p>甘しや糖合理化促進臨時助成事業</p> <p>この事業は、甘しや糖企業の集荷製造経費を補填するための次に掲げる事業に必要な資金に充てるための甘しや糖合理化促進臨時対策資金を造成する事業とする。</p> <p>(1) 甘しや糖工場コスト調査事業</p> <p>(2) の事業を実施するに当たって必要となる基礎資料として、製造原価、運賃諸掛り、販売経費等についての調査を行う。</p> <p>(2) 甘しや糖合理化促進臨時助成事業</p> <p>甘しや糖企業が、砂糖の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第21条第2項第1号に掲げる額によっては実際の集荷製造経費が賄えない場合又は合理化の推進に支障が生ずる場合に、当該企業の合理化の取組状況を勘案しつつ、その合理化の推進に要する経費の一部を助成する。</p> | 公益法人 | 定 額 | 平成13年度～18年度 |
| III | <p>砂糖需要増進事業</p> <p>砂糖消費拡大推進事業</p> <p>この事業は、消費者に対して砂糖に対する誤解を解くとともに、砂糖の効用を広めるための次に掲げる事業に必要な資金に充てるための砂糖消費拡大推進資金を造成する事業とする。</p> <p>(1) 情報提供体制強化事業</p> <p>砂糖に対する誤解や効用に関する情報提供体制を整備・強化するため、情報発信元としての情報交換の会の活動を促進し、地方における情報発信元としてのオピニオンリーダーの育成・強化を図る。</p> | (社) 糖業協会 | 定 額 | 平成12年度～18年度 |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| | <p>(2) 情報提供事業 砂糖に対する誤解や効用に関して解説したパンフレット等の関係資料を作成し、消費者、医師、栄養士、各種公共機関等に配布するとともに、各種媒体の活用等により効果的な普及啓発を行う。また、全国の主要都市においてシンポジウム等を開催することにより、砂糖に関する専門家の知見に消費者が直接触れる機会を提供する。</p> <p>(3) 草の根レベル情報交換促進事業 消費者とのふれあいを通じて、砂糖に対する誤解や効用に関する消費者の理解を促進するため、作文コンクールの開催、イベントの開催を行う。</p> <p>(4) 砂糖の新規用途利用調査研究事業 砂糖を原料として製造するバイオエタノール等への新規用途の可能性に関する調査研究を行う。</p> | | | |
|--|---|--|--|--|

(注) 平成12年度から平成15年度までに実施した精製糖企業再編・合理化対策事業で造成された精製糖企業再編合理化対策資金の取崩し及び、平成15年度から平成16年度までに実施したてん菜糖集荷製造流通合理化対策事業で造成されたてん菜糖企業早期退職促進対策資金の取崩しについては、本要綱及び別に定める砂糖生産振興事業実施要領の定めに従うものとする。